

経営者保証不要！

金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人となる必要はありません。

スタートアップ創出 促進保証制度

事前相談受付中

令和5年3月中 保証申込受付開始予定

※開始時期は決定次第、中小企業庁HPにて案内いたします。

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230220startup.html>

ご利用いただける方は、次のいずれかに該当する方です。

創業を予定されている方

- 事業を営んでいない個人で、2か月以内（※）に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある
※市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内となります。
- 分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人

創業後5年未満の法人

- 事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である
- 分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である
- 事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である

金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

なお、ご利用いただける法人の企業形態は、会社法第2条第1項に定める株式会社、合名会社、合資会社、合同会社です。



山口県信用保証協会

詳細は裏面をご確認ください

スタートアップ創出促進保証制度の概要

保証限度額	3,500万円	責任共有制度	対象外（100%保証）
対象資金	運転資金、設備資金	申込方法	金融機関経由
返済方法	原則均等分割返済	保証期間	10年以内 （据置期間1年または3年以内（※））
担保	不要	保証人	不要
融資利率	金融機関所定利率	保証料率	0.95%（創業関連保証の保証料率に 0.2%上乗せ ）
添付書類	創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）		

※次のいずれかに該当する場合、3年以内とすることができます。なお、プロパー借入とは、信用保証協会の保証を付さない借入をいいます。

- ①本保証付借入と原則同時に、申込金融機関からプロパー借入をする
- ②保証申込時にプロパー借入の残高がある

借入前にご確認ください



創業を予定されている方、または税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の**自己資金**が必要となります。

ガバナンス体制の確認



本保証制度を利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に、ガバナンス体制の整備に関するチェック（※）を受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（写）を金融機関に提出してください。

※持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現させるためにはガバナンス体制の整備・強化が必要であり、中小企業活性化協議会が「経営の透明性」「法人個人の分離」「財務基盤の強化」等についてチェックを行います。

詳しくは、当協会の最寄りの営業店までお問い合わせください

相談窓口	電話番号	担当区域
山口営業店	083-921-3091	山口市・防府市
下関支店	083-223-6231	下関市
周南支店	0834-31-5060	周南市・下松市・光市
萩支店	0838-25-2010	萩市・長門市・阿武町
柳井支店	0820-22-0560	柳井市・上関町・田布施町・平生町・周防大島町
岩国支店	0827-21-5125	岩国市・和木町
宇部支店	0836-21-7361	宇部市・山陽小野田市・美祢市